

平成 21 年 11 月 1 日

特定非営利活動法人
愛・地球博ボランティアセンター

特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターは認定NPO法人になりました。

認定 NPO 法人制度は、特定非営利活動法人（NPO 法人）への寄附を促す制度です。その目的は「NPO 法人への寄附を促すことより、NPO 法人の活動を支援すること」です。

特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターはこのたび晴れて国税庁長官より認定を受け、「認定 NPO 法人」となりました。ここに皆さまへのご報告を兼ね、制度のしくみについてご案内させていただきます。

認定 NPO 法人とは

NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたものをいいます。

認定の有効期間

認定の有効期間は国税庁長官が定める日から 5 年間とされています。認定効力を維持するためには、有効期間が終了する前に、次回の認定を受ける必要があります。特定非営利活動法人愛・地球博ボランティアセンターの認定有効期間は、2009 年 11 月 1 日から 2014 年 10 月 31 日までとなっています。

認定 NPO 法人のメリット

認定 NPO 法人の税制上の措置は大きく分けて 2 つあります。

(1) 寄附者に対する税制上の措置

個人が寄附する場合

寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除の対象になります。

法人が寄附する場合

寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附する場合

寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

(2) 認定 NPO 法人に対する税制上の措置

みなし寄附制度

収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出

を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できます。

寄付者に対する税の優遇措置とは

ここではポイントのみお伝えさせていただきます。

詳細および優遇措置を受けるための手続き等については内閣府NPOホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/support/nintei.html>等でご確認ください。

所得税（国税）の寄附金控除

個人が認定NPO法人に寄附をした場合、所得税(国税)の計算において、寄附金の額から5,000円を差し引いた額が所得金額から控除されます。つまりこの分には、所得税が課税されません。

法人が寄附する場合

法人税（国税）の計算において、認定NPO法人に対する寄附金は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。つまり、最大で一般寄附金分と別枠分の寄附金が損金算入できることとなり、この分には法人税が課税されません。

一般の寄附金に係る損金算入限度

$$= (\text{資本金当の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 2.5\%) \times 1/2$$

認定NPO法人等に対する寄附金に係る損金算入限度

$$= (\text{資本金当の額} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 5.0\%) \times 1/2$$

認定NPO法人に寄附する場合、最大で + の額まで損金算入できます。

今年度からスタートした「Make a CHANGE Day の開催」事業などで、まだまだ資金が不足しております。この機会に寄附のご検討をしていただければ幸いです。

これからも、皆さまにご支持・ご支援いただけるよう、一層努力していく所存ですので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。